

帰国生選抜

小 論 文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

問題

日本国憲法22条2項は国籍離脱の自由を保障し、国籍法11条1項は「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と規定している。この問題について、以下の2つの見解を理解した上で、問いに答えなさい。

見解(1)

国籍離脱は、離脱するかしないかの二者択一であるから、憲法22条2項の国籍離脱の自由とは、日本国籍を離脱するか否かを自己の意思に基づく自由な選択によって決めることができることをいい、同項は、日本国籍を離脱する自由を保障すると同時に、日本国籍離脱を強制されないこと、すなわち、日本国籍を離脱しない自由を原則として無制限に保障している。本人の意思に反して日本国籍を剥奪することは、日本国籍を離脱しない自由を直接に侵害することにほかならないから、日本国籍の剥奪を定める法律は、同項に違反して違憲であると推定される。複数国籍の発生防止自体は、憲法から導かれる要請ではない。国籍唯一の原則は国籍の存在意義から当然に導かれる原理として国際的に承認されてきたなどと主張されるが、どのような者に国籍を与えるかはその国の対人主権の行使にかかわる事項であって他国が介入することは許されないという原則（主権尊重の原則又は国内管轄の原則）からすれば、むしろ複数国籍の発生は避けられない事態である。そして、ヨーロッパ諸国のように比較的広く複数国籍を肯定する国もあれば、中華人民共和国のように明文規定をもって複数国籍を禁止する国も存在しており、各国の国籍法制は多様である。この点に関して、複数国籍の防止が国籍概念の本質から生じる普遍的な要請であるとする主張は誤りであって、複数国籍を防止解消する必要性は各国が置かれた状況によって異なる。

見解(2)

見解(1)の主張に立つならば、日本国籍を有する者は自己の志望により外国籍を取得しても、その意思に反して日本国籍を失わない権利が憲法上保障されていることになる。そうすると、当該外国籍に加えて、日本国籍を二重に保持することになるが、このことはその主張する権利の内実が、重国籍を保持する利益であることを示している。しかしながら、その主張を前提とすると、二つの国のいずれにおいても主権者たる地位を与えられ、旅券の発給を受け、参政権を行使し、居住の権利、出入国の権利が保障され、社会保障を受け得る地位を取得し、それらの国により外交保護権によって庇護を受けるという立場を取得する利益があるということになるが、このような便益を求める関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とは余りにもかけ離れたものである。国籍の得喪の問題は、その者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題であって、その者が受けることのできる便益のみを考慮して決まるものではない。何人を国家の構成員とするのかは国家統治の根幹にかかわる事柄であって、国籍の得喪要件をどのように定めるかは各々の主権国家における自主的な判断に委ねられるのが原則である。現に我が国をはじめ各国は、その国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等の諸般の要因を考慮して国籍の得喪要件を定めているところであり、それゆえ、その得喪要件は各国によって異なる。そして、我が国の憲法は、22条2項において国籍離脱の自由を明確に定めるほかは、10条において「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定するにとどめ、国籍の得喪に係る要件の定立を国会による立法事項として、その裁量に委ねている。加えて、憲法22条2項では「国籍を離脱する自由」を規定するものの、その文理に照らしても、同項が、国籍離脱の自由を超えて、日本国籍を有する者に対して、(1)が主張するような日本国籍の離脱を強制されない権利を具体的に保障しているとは解し難い。

(東京地判令和3年1月21日訟務月報68巻2号92、94、98-99頁) (一部改変)

問1 本文の2つの見解について、日本国籍の剥奪を定める法律が憲法に適合しているという主張と違反しているという主張との関係が正しい組み合わせを1つ選択しなさい。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 見解(1)——合憲 | 見解(2)——合憲 |
| 2. 見解(1)——合憲 | 見解(2)——違憲 |
| 3. 見解(1)——違憲 | 見解(2)——合憲 |
| 4. 見解(1)——違憲 | 見解(2)——違憲 |

問2 国籍法11条1項はなぜ憲法違反と推定されるのか、その理由を200字以内で記述しなさい。

問3 憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定することが、なぜ国籍の得喪に係る要件の定立を国会の裁量に委ねることになるのか、その理由を100字以内で記述しなさい。

問4 本文中の見解(1)(2)の主張を理解した上で、日本国民が重国籍になることについてのあなたの意見を500字で記述しなさい。

問題はここまでです